

砂浜の海岸保全施設としての指定範囲

1

- (1) 砂浜の海岸保全施設としての指定範囲に関する論点**
- (2) 海岸保全施設に関する法令上の整理**
- (3) 砂浜の海岸保全施設としての断面形状の考え方**
- (4) 海岸保全施設としての指定範囲のイメージ**

これまでの議論

- 海岸保全施設として指定する砂浜は、何もしないで安定している砂浜ではなく、砂浜の変動を踏まえたうえで、一定の維持管理により安定する砂浜を対象とすべき。
- 砂浜の海岸保全施設としての指定にあたって、断面としてとらえるのではなく、土砂収支としてとらえて整理すべき。
- 砂浜の海岸保全施設の指定の具体化に向けては、すぐさま全国に適用するのではなく、モデルケースで試行を行うべき。



モデルケースでの試行を通じて、砂浜の海岸保全施設としての指定方法等を整理するとともに、砂浜を有する区間の海岸保全区域のあり方等を整理する。

今回の論点

- **砂浜の海岸保全施設としての指定範囲について、直轄工事を行っている海岸（新潟海岸・石川海岸・高知海岸）をモデルとして検討を行った。**
- **沖側は、①汀線まで②砕波点又は離岸施設の岸側まで③移動限界水深まで とすることが考えられるが、まずは各海岸において安定している範囲で海岸保全施設の指定を検討すべきか。**

○海岸法（昭和31年法律第101号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。）
その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設（堤防又は胸壁にあつては、津波、高潮等により海水が当該施設を越えて侵入した場合にこれによる被害を軽減するため、当該施設と一体的に設置された根固工又は樹林（樹林にあつては、海岸管理者が設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。）を含む。）をいう。

海岸法施行規則（昭和31年農林省・運輸省・建設省令第1号）（抄）

（砂浜の指定）

第一条 海岸法（昭和三十一年法律第百一号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により海岸管理者が行う砂浜の指定は、
砂浜の敷地である土地の区域を指定して行うものとする。

海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第1号）（抄）

（砂浜）

第七条 砂浜の幅、高さ及び長さは、設計高潮位以下の潮位の海水及び設計波以下の波浪の作用に対して、次の各号の
いずれかに掲げる機能が確保されるよう定めるものとする。

- 一 消波することにより越波を減少させる機能
- 二 堤防等の洗掘を防止する機能

2 砂浜は、前項に規定する作用に対して長期的に安定した状態を保つことができるものとする。

（海岸保全区域の指定）

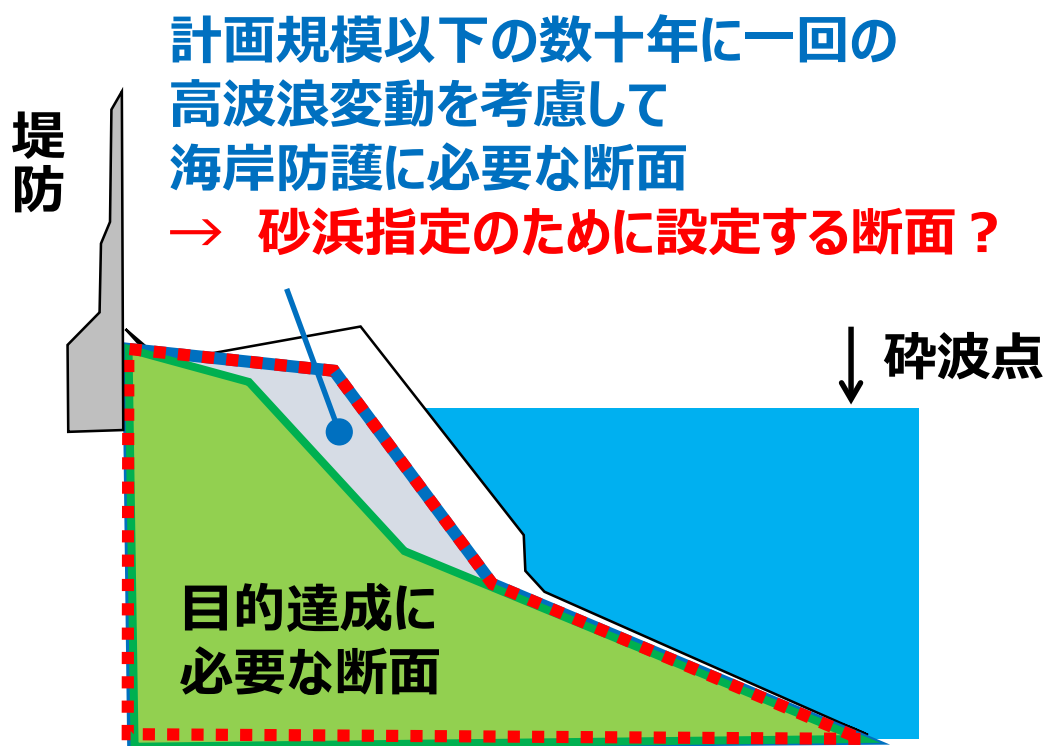
第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。（後略）

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

- 指定要件として求められる「消波等の護岸を防護する機能」から最低限の範囲とした場合、砕破点から陸側の砂浜までの間で海岸保全施設としての断面形状を設定することが考えられる。

→ 砂浜を適切に管理する観点から、この横断形で十分かどうか、例えば、移動限界水深まで含めて断面形状を考えるべきかどうか、ご議論いただきたい。

断面 砂浜幅	定 義
性能確保	海岸保全施設としての砂浜の目的達成機能（消波・洗掘防止）を確保するために必要な断面（波のうちあげや越波流量等の消波、堤防の洗掘防止に必要な砂浜断面の確保）
海岸防護	海岸保全施設としての砂浜の目的達成機能を長期的に保持（安定性能を確保）するために必要な断面
砂浜指定	海岸保全施設の技術上の基準を定める省令 第7条の1項、並びに2項の条件を満足するため、目的達成性能を長期的に保持するために必要な断面（＝海岸防護断面）



○モデル箇所

金衛町工区 $L = 940 \text{ m}$ (2つのヘッドランド間の1区間)

○選定理由

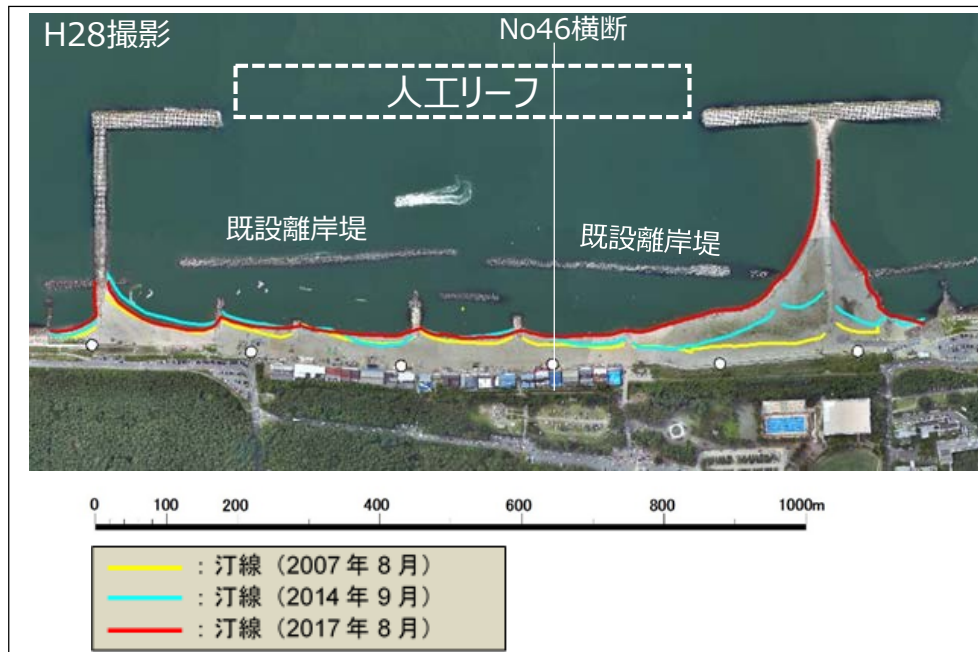
- 平成28年に海岸保全施設(沖合施設)が完成した区間であり、砂浜は安定していくと考えられる。
- 現在モニタリング中であり、安定性を確認している。

○指定に向けた課題

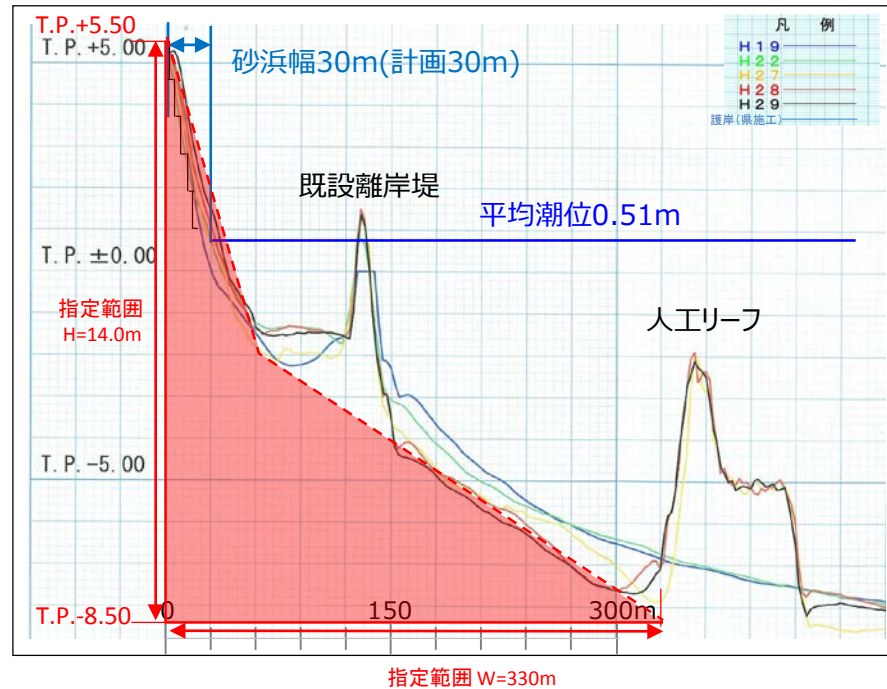
- モニタリング期間がまだ短く、安定性が確認できるまでには時間が必要である。



モデル箇所の概要



■No46横断 重ね合わせ



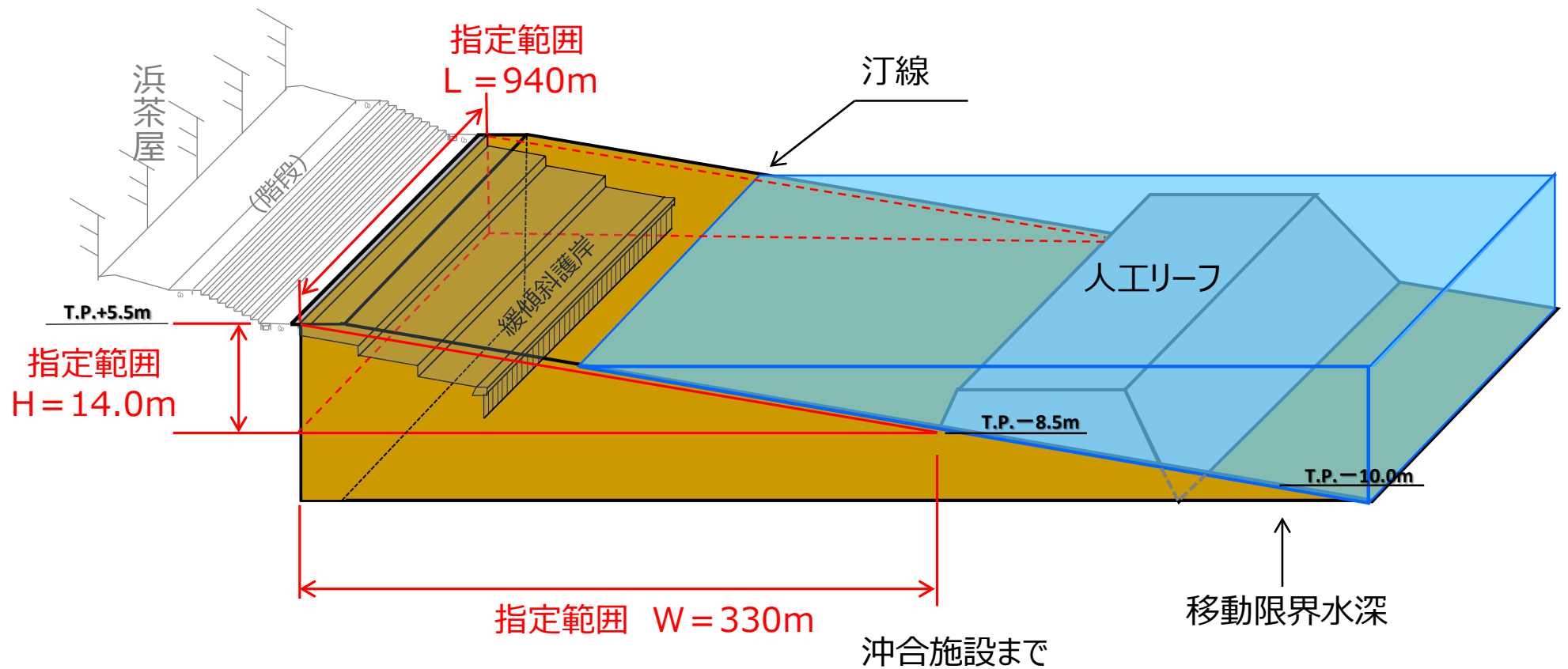
モデル箇所における基礎データの保有状況等

種類	汀線測量	深浅測量
蓄積状況	H19以降	H19以降
頻度・密度	1回/年 (航空レーザ測量による面的な把握)	1回/年 (マルチビームによる面的な把握)

その他の情報

必要砂浜幅：30m、代表粒径（D50）：0.3mm、養浜の実績：有

砂浜の海岸保全施設の指定範囲イメージ



○モデル箇所

松任工区 $L = 1,000\text{m}$ (徳光大型離岸堤から野本川まで)

○選定理由

- ・平成13年度に海岸保全施設(沖合施設)が完成した区間であり、現在まで砂浜が安定している。

○指定に向けた課題

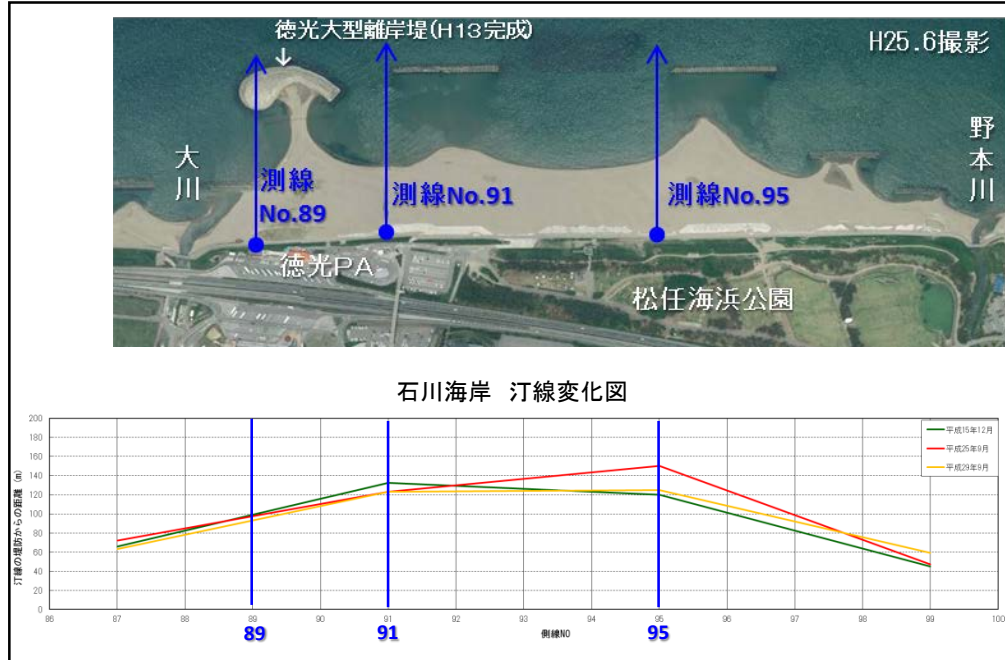
- ・巡視・点検計画の整理が必要。

○その他

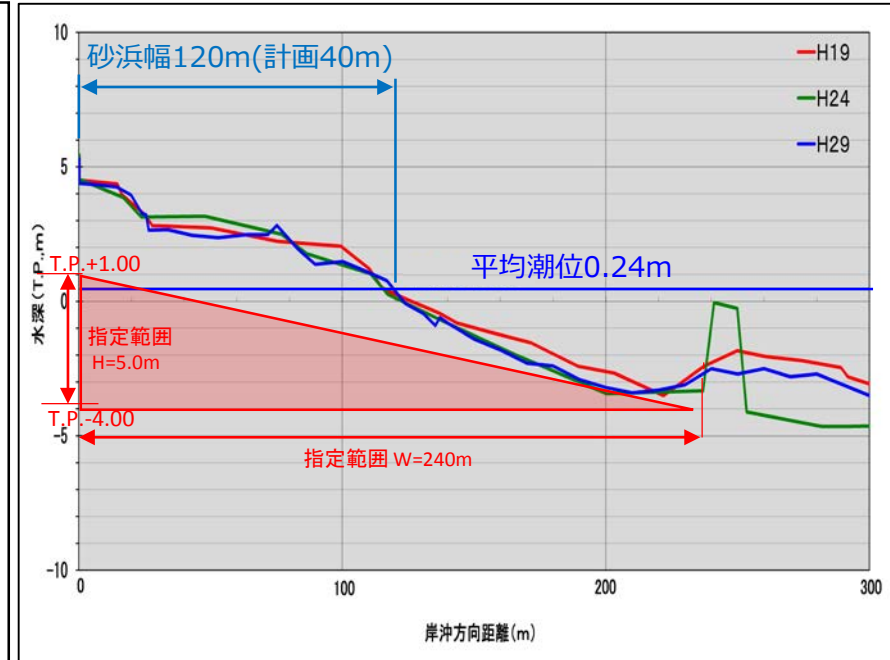
- ・昭和62年度にC.C.Z.整備計画の認定を受けて整備を進めた地区であり、現在も多くの利用客で賑わいを見せ、地域の大切な憩いの場となっている。



モデル箇所の概要



■ No.91横断 重ね合わせ



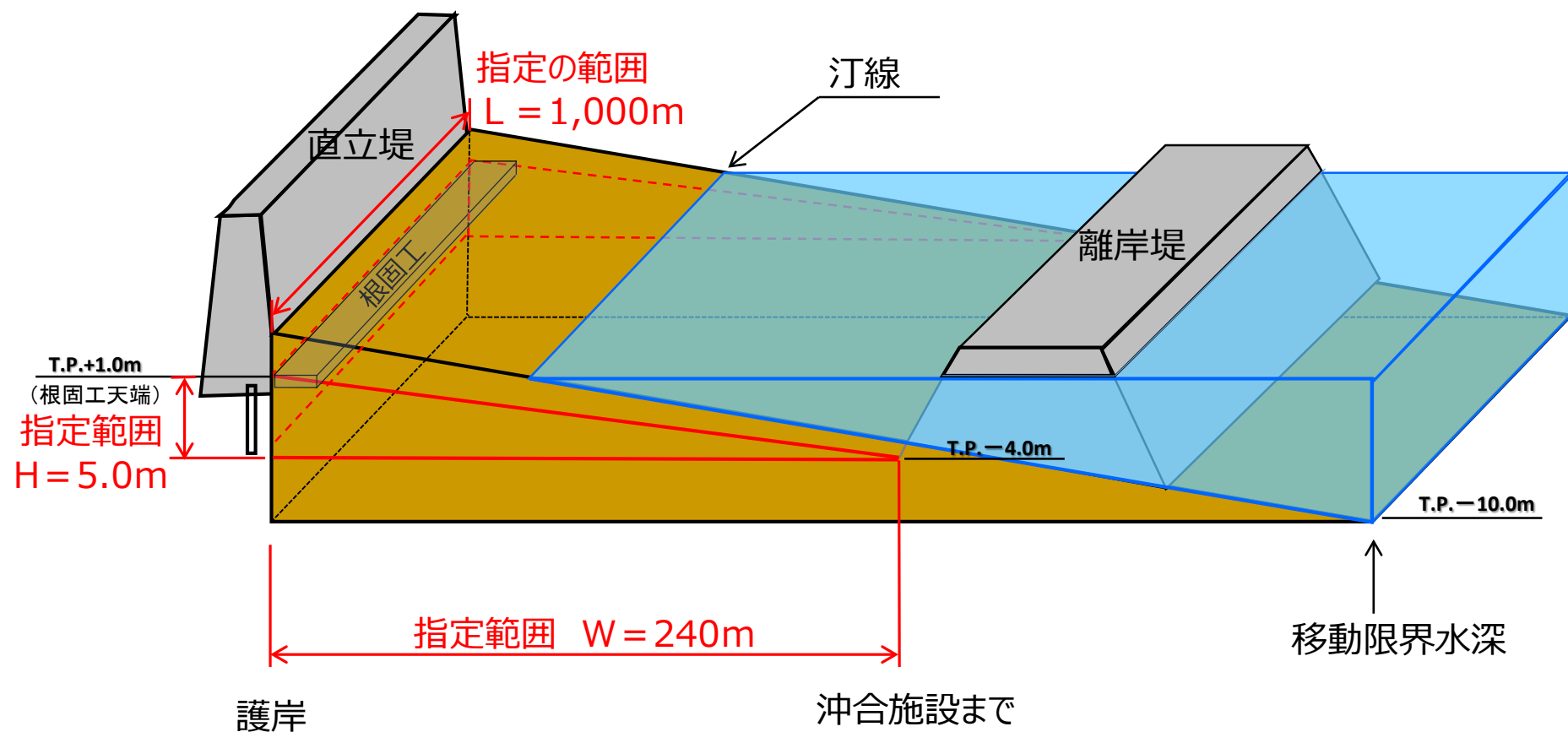
モデル箇所における基礎データの保有状況等

種類	汀線測量	深浅測量
蓄積状況	S35以降	S35以降
頻度・密度	1回/年 測線間隔：400m	1回/年 測線間隔：400m

その他の情報

必要砂浜幅：40m、代表粒径（D50）：0.5mm、養浜の実績：無

砂浜の海岸保全施設の指定範囲イメージ



○モデル箇所

新居工区 L = 800m (7号ヘッドランドから直轄工事区域西端まで)

○選定理由

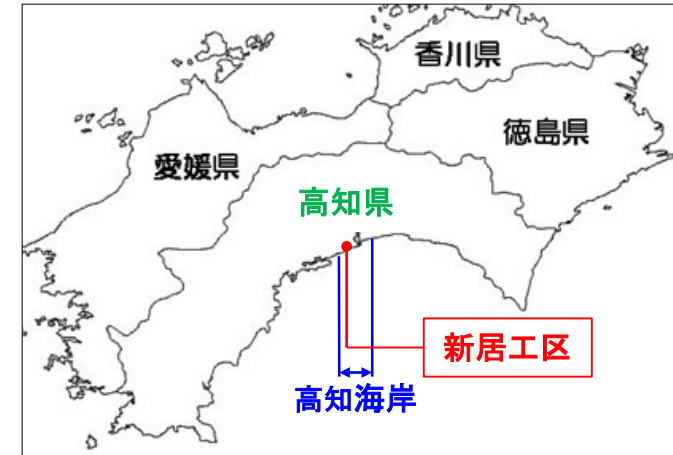
- ・新居工区は高知海岸の漂砂源である仁淀川に隣接し、平成 2 1 年度に海岸保全施設 (沖合施設) が完成した漂砂の下手側に位置し、現在まで砂浜が安定している区間である。

○指定に向けた課題

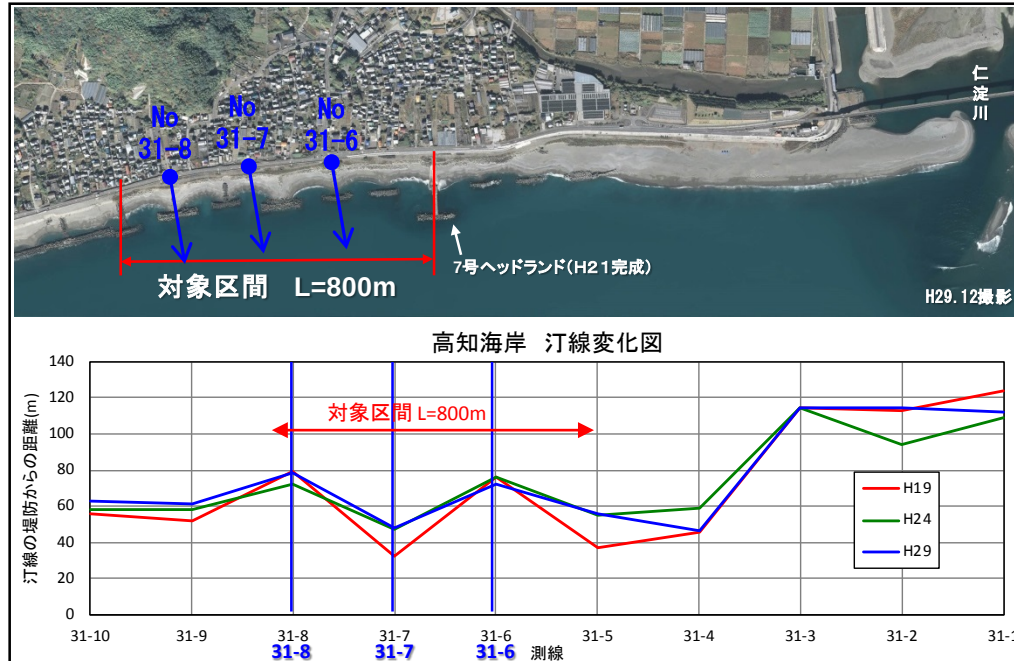
- ・砂浜のモニタリング計画の整理が必要。

○その他

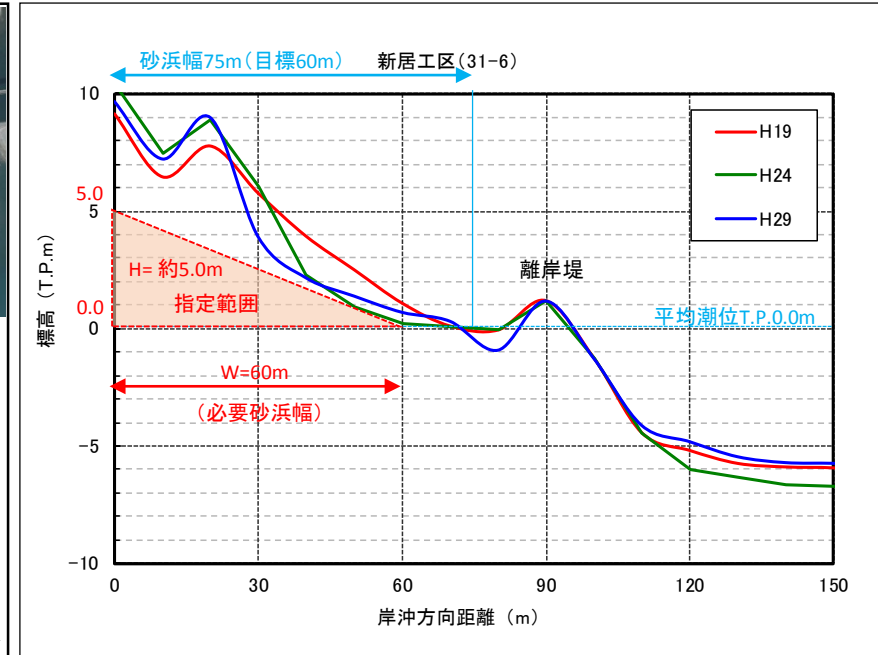
- ・昭和 5 8 年度～平成 5 年度にかけて離岸堤の整備が行われた。
- 平成 6 年度の直轄化以降、7 号ヘッドランドの整備が行われた。



モデル箇所の概要



■ No.31-6横断 重ね合わせ



モデル箇所における基礎データの保有状況等

種類	汀線測量	深浅測量
蓄積状況	H6以降	H6以降
頻度・密度	1回/年 測線間隔：200m	1回/年 測線間隔：200m

その他の情報

必要砂浜幅：60m、代表粒径（D50）：7mm、養浜の実績：有

砂浜の海岸保全施設の指定範囲イメージ

